長岡市公衆街路防犯灯設置補助金について

（環境配慮型防犯灯（ＬＥＤ灯等）を設置する場合）

１　補助金額

書式	区　分		設置内容	補助率	上限額（１灯あたり）
様式１	新設工事	１号	**専用の柱を建て** 防犯灯を**新設する**場合	３／５	**56,000 円**
		２号	**既設の柱**（電力柱・ＮＴＴ柱など） に防犯灯を**新設する**場合	３／５	**26,000 円**
	計画的な取替工事	３号	既設の蛍光灯等の防犯灯を **壊れていないがＬＥＤ灯へ交換する**場合	３／５	**25,000 円**
様式２	故障による取替工事	３号	既設の防犯灯が故障したため **器具一式取替える**場合	３／５	**25,000 円**

※蛍光灯や水銀灯等は、補助率や上限額が上記とは異なります。
　ＬＥＤ灯以外の灯種を設置する場合は、担当へ御連絡ください。

２　設置基準

防犯灯の新設、取替を行う場合は、次の基準に沿って行ってください。
工事を行う前に必ず御確認いただき、御不明な点は担当まで御相談ください。

	基　　準
灯具	□ **LED 灯等の環境配慮型防犯灯**とする。 ・光源寿命がおおむね **40,000 時間以上**であること。 ・同等の明るさの蛍光灯等従来型の防犯灯よりも**電気料金が低額の区分となる**こと。 □ **自動点滅器付き**のものとする。 □ 原則 **10W 未満**のものとする。
設置場所	□ 防犯灯の設置間隔は、原則 **20 メートル以上**とする。 また、終夜にわたり道路の照明に寄与する光源からおおむね **20 メートル以上**離れていることとする。 □ 防犯灯の設置の高さは、原則 **4.5 メートル以上**とする。

防犯灯を取り付ける向きについて

防犯灯は道路照明とは違い、主に歩行者の安全・安心のための設備になります。

法令等での規定はありませんが、取り付けた向きによって照らされる箇所が変わるため、設置にあたっては、気を付けていただきたい点となります。

特に、車道と歩道の間に設置する（例3参照）ものについては、より効果的な防犯灯となるよう、取り付け位置（方向、高さ）をご検討ください。

※下記の例のより、取り付ける向きにより照射状況が異なります。

≪例１≫ 歩道のない道路

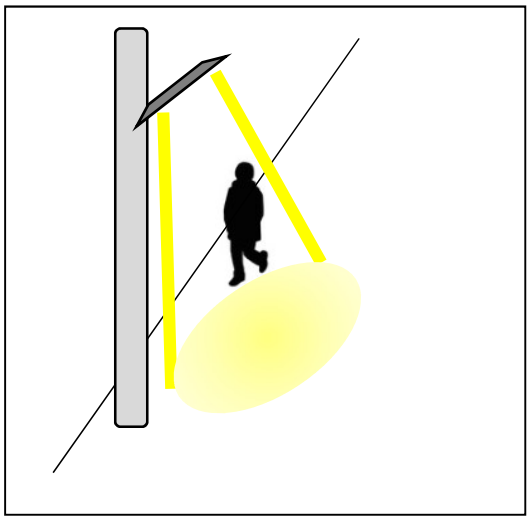

≪例２≫ 歩道があり、電柱が住宅側

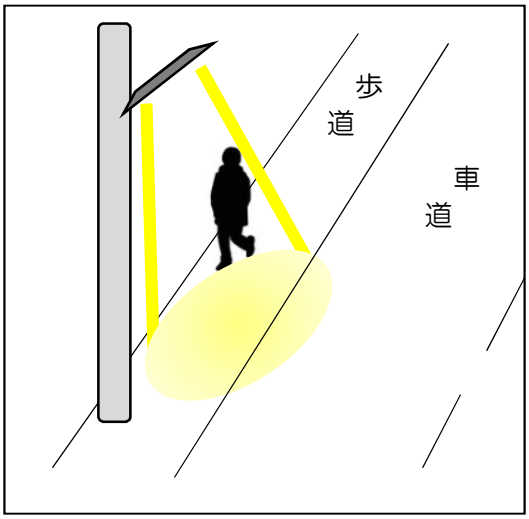
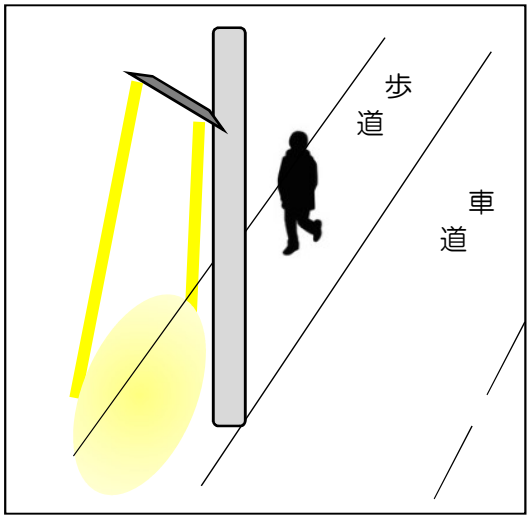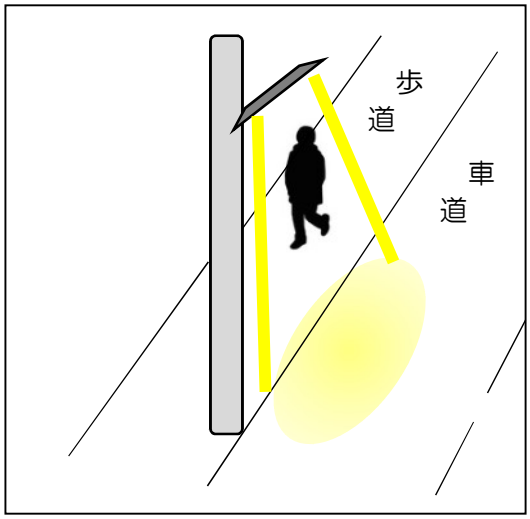
≪例３≫ 歩道があり、電柱が車道側　**※要注意！**